

令和5年度 事業計画書

長く続いた新型コロナウイルス感染症の影響により、様々な職種において就業が制限されているのが現状です。そんな中であっても地域の活性化に寄与するためには、高齢者を含む、全ての人々が持つ意欲や能力を十分に発揮することのできる「生涯現役社会の実現」が重要な課題となっています。必要な感染防止対策を講じながら、十分な就業機会の確保と創出を行うための取り組みを行い、全ての年代の人々が希望に応じて活躍できる「エイジレス社会」を目指し、年齢にかかわらず働き続けることができるようコロナ禍後の日常の中での生きがい就労の実現を図ります。

令和3年4月に改正・施行となった「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」により新入会員の年齢が上がる傾向にあり、体力的な観点から職業選択が限定されているがいくつになっても働くことのできるセンターを目指して、一丸となって「自主・自立、共働・共助」の基本理念のもと、シルバー事業のさらなる推進に取り組むことが重要であります。

高齢者の就業等を推進することにより、生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに活力ある地域社会づくりに寄与することを旨とし、一人でも多くの活躍の場を求める高齢者の入会促進と、希望する

仕事に就ける就業機会の開発に努めるとともに、安心して働ける環境整備に取り組むこととします。

また、令和5年度においては、シルバー人材センターに対する国のデジタル利用促進事業補助金を有効に活用しデジタル化を推進してまいります。

令和5年10月に施行される「適格請求書等保存方式」（インボイス制度）により会員の皆様方にお支払いしている配分金には消費税が含まれており、課税売上が1,000万円以下であれば免税事業者となり今の制度上は納税しなくてもいいことになっていますが、シルバー人材センターにおいては、消費税の納税義務が生じてきますので今後は様々な見直しが必要となります。

また、新たな事業分野も視野に入れた積極的な企業訪問など、会員拡大、就業拡大に努め、必要な情報提供や技能講習等の実施を推進するとともに、町役場はじめ関係機関、関係団体とより一層の連携を密にし、各種事業に鋭意取り組むこととします。

[1] 基本方針

- (1) 就業開発事業の推進
- (2) 普及啓発事業の推進
- (3) 独自事業の展開

- (4) 研修・講習会事業の取り組み
- (5) 調査研究事業の取り組み
- (6) 相談事業の実施
- (7) 安全・適正就業対策の推進
- (8) 職業紹介事業の運営
- (9) シルバー派遣事業の推進
- (10) 指定管理者指定事業の運営

[2] 事業目標

種 別 項 目	受託事業	派遣事業
会 員 数	203人	
契 約 件 数	1,200件	15件
契 約 金 額	99,470千円	7,580千円
就 業 延 人 日	20,300人日	1,800人日
就 業 率	90%以上	

[3] 実施計画

(1) 就業開発事業の推進

企業、家庭、公共団体等の発注者に対し、多様な就業機会の確保・拡大に積極的に取り組み、受託した仕事を希望する会員に的確に提供します。また、事務局におけるマッチング機能の強化を図るとともに、「適正就業ガイドライン」に沿った事業運営に努めます。

会員の確保・拡大については、コロナ禍において全国的な会員の減少となっている中、令和4年度より会費を2000円にしたことにより、会員数の回復を目指しさらなる実効ある取り組みを進めます。

なお、町の期待が高い「介護予防・日常生活支援総合事業」について、引き続き、地域包括支援センター等の関係機関と連携し積極的に取り組みます。

(2) 普及啓発事業の推進

就業等を通じて社会参加を希望する全ての高齢者に対して、啓発の機会（入会促進）をつくるとともに、地域社会に対しシルバー人材センター事業に対する理解と協力を求めます。必要により街頭において頒布物を配布する等の周知広報活動に鋭意取り組みとともに、ボランティア活動など社会参加活動等により、地

域社会に貢献します。

また、会員の入会や就業機会の開拓を図る一助として、企業、家庭、公共団体等の地域社会に向けて、ホームページの拡充など効果的な普及啓発に努めます。

(3) 独自事業の展開

シルバー人材センター自らが就業の機会を創出し、事業運営基盤の強化を図るなどのため、引き続き、地域社会が抱える課題に対応すべく、独自事業の検討を進めます。

(4) 研修・講習会事業の取り組み

「会員の確保・拡大」及び「就業機会の確保・拡大」を図り、多様な就業ニーズに応え、その働き方を推進するため、人手不足分野や現役世代を支える分野をはじめ、技能・技術や知識が必要とされる職種について、(公社)大阪府シルバー人材センター協議会等が実施する「高齢者活躍人材確保育成事業」等を活用するなど、就業できる高齢者の養成、技能・技術の向上、知識の付与等を目的とした研修・講習会を開催します。

(5) 調査研究事業の取り組み

高齢者の生きがいの充実と福祉の増進を図り、活力ある社会づくりに寄与するため、成長が期待される分野等を中心に高齢者の就業動向や社会的活動等に関する調査研究を進め、シルバー人材センターがこれからの地域社会にあって、高齢者の就業分野を支える有用な社会システムとしての機能を果たせるように取り組めます。

(6) 相談事業の実施

高齢者の就業を推進し、より一層の会員の増加・拡充を図るため、定期的な入会説明会の開催や就業相談等について、町や関係機関と連携し積極的に取り組めます。

(7) 安全・適正就業対策の推進

「安心・安全なシルバー事業」の展開は、業務を遂行する上での根幹であり、組織を挙げてより一層の注意喚起を図るなど、強力な取り組みを進めます。

「安全・適正就業委員会」において、「安全・適正就業推進計画」を策定するとともに、会員に対し、安全・適正就業の徹底及び健康管理の意識の向上を図るため、講習会等の開催など適正な運営に努めます。

(8) 職業紹介事業の運営

雇用による就業を希望する求人企業等に対し、その仕事を希望する会員に就職の斡旋を行うなど、適正かつ適切な実施に努めます。

(9) シルバー派遣事業の推進

雇用による臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業に対し、労働者派遣事業を行う等、適正な運営に努めます。

(10) 指定管理者指定事業の運営

公共施設の管理について、指定を受けた公共団体の事業（令和元年度から5年度までの5年間）は老人福祉センター改装のため、9月をもって終了の予定ですが、適正な運営に努めます。